

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、また、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度剣淵町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 41,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 547,008 千円

(単位:千円)

大区分	小区分	令和8年度 予算	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国道 支出金	地方債	その他	地方消費税交 付金(社会保 障財源化分)	その他
社会福祉	障害者福祉費	216,191	150,939	1,500	1,000	8,232	54,520
	高齢者福祉費	110,753	4,560	4,500	6,462	12,494	82,737
	児童福祉総務費	20,349	4,349	8,900	852	820	5,428
	児童措置費	40,500	36,416			536	3,548
	保育所費	68,465	2,822		2,931	8,227	54,485
	小計	456,258	199,086	14,900	11,245	30,309	200,718
保健衛生	保健総務費	61,281	79	3,100		7,623	50,479
	健康推進費	29,469	1,631		4,452	3,068	20,318
	小計	90,750	1,710	3,100	4,452	10,691	70,797
合 計		547,008	200,796	18,000	15,697	41,000	271,515

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。